決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育庁 学校総務サービス課	長期継続契約を締結している下記について、令和元年度分に係る経費支出伺書(支出負担行為)の決裁が、業務開始後及び当該年度における4月分の請求日後に行われていた。 契約名称:基幹系業務システム総合整備事業インターネット接続に係る回線サービスの利用契約 1 契約日 : 平成31年1月23日 2 契約期間:平成31年3月1日から令和4年11月30日まで3 契約金額:1,020,600円 4 平成31年4月分請求日:令和元年5月10日(請求金額22,680円) 5 経費支出伺書の決裁日:令和元年5月24日6 支出負担行為額(令和元年度):272,160円	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	
		【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)